

【改正】（中小企業者であるかどうかの判定の時期）

42の4(3)－1 次に掲げる判定（以下「中小判定」という。）は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 措置法第42条の4第4項から第6項までの規定の適用上、法人が中小企業者（同条第19項第7号に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当するかどうかの判定 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによる。

イ 通算法人以外の法人 当該法人の当該事業年度終了の時の現況による。

ロ 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人（当該通算法人の同条第4項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下「適用事業年度」という。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該適用事業年度終了の時の現況による。

(2) 措置法規則第20条の2第1項又は第9項の規定の適用上、法人が中小企業者に該当するかどうかの判定 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める取扱いによる。

イ 通算法人以外の法人 当該法人の措置法令第27条の5第2項第2号又は第8号に規定する契約又は協定の締結時の現況による。

ロ 通算法人 当該通算法人及び他の通算法人（次の(イ)の時及び(ロ)の日のいずれにおいても当該通算法人との間に通算完全支配関係がある法人に限る。）の当該(イ)の時の現況による。

(イ) 当該通算法人に係る措置法令第27条の5第2項第2号又は第8号に規定する契約又は協定の締結時

(ロ) 当該通算法人の措置法第42条の4の2第1項の規定の適用を受けようとする事業年度終了の日

注1 (1)ロ及び(2)ロの取扱いは、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度における中小判定についても、同様とする。

2 措置法第42条の4第7項の規定の適用に当たっては、同項の規定の適用を受ける事業年度において中小企業者に該当する必要はないが、同条第19項第10号に規定する繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度終了の時において中小企業者に該当する必要があることに留意する。

【解説】

- 1 本通達では、中小企業技術基盤強化税制において行う中小企業者に該当するかどうかの判定の時期を明らかにしている。
- 2 令和8年度の税制改正において、中小企業技術基盤強化税制について繰越税額控除制度が創設された。繰越税額控除制度は、青色申告書を提出する法人の各事業年度において、その法人の試験研究費の額がその比較試験研究費の額を超える場合には、その有する繰越税額控除

限度超過額の税額控除を認めるというものである（措法 42 の 4 ⑦）。また、繰越税額控除限度超過額とは、その事業年度開始の日前 3 年以内に開始した各事業年度で中小企業技術基盤強化税制における試験研究費の額に係る税額控除制度（以下「中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除制度」という。）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に繰越税額控除制度の適用を受けて控除された金額を除く。）の合計額をいうこととされている（措法 42 の 4 ⑩）。この改正を受けて、本通達において、繰越税額控除制度に係る中小企業者の判定を明らかにする改正を行っている。

3 上記 2 のとおり、繰越税額控除制度による税額控除の基礎となる繰越税額控除限度超過額が中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除制度の適用により生ずるものであることから、中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除制度と同様に、繰越税額控除制度の適用を受ける事業年度終了の時点においても中小企業者に該当していなければならないのではないかとの疑問が生ずる。

4 この点、繰越税額控除制度における繰越税額控除限度超過額は、中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除制度を適用した結果として生じたものであるものの、繰越税額控除制度の適用を受けるための要件として中小企業者に該当することは法令上、定められていない。したがって、中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除制度を適用した結果として控除しきれなかった部分の金額について実際に繰越税額控除制度の適用を受ける事業年度終了の時点において中小企業者に該当する必要はない。ただし、繰越税額控除限度超過額の生じた事業年度、すなわち中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除制度を適用し、措置法第 42 条の 4 第 4 項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち控除をしてもなお控除しきれなかった金額が生じた事業年度は、当然にその事業年度終了の時点において中小企業者に該当する必要がある。本通達の注書 2 において、これらのことを留意的に明らかにしている。